

徳島県告示第三百二十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和三年四月一日次の事務を公益財団法人徳島県建設技術センターに委託した。

令和三年五月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県都市公園条例（昭和三十三年徳島県条例第二十号）第十二条第二項に規定する使用料（徳島県蔵本公園の有料公園施設のうち駐車場及び徳島県日峯大神子広域公園の有料公園施設に係るものに限る。）の徴収の事務